

意見書案第10号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員定数改善、就学保障充実等2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。政府は、「地域主権戦略大綱」を制定するとしていますが、その議論の中で国庫補助負担金の一括交付金化が議論され、教育にあつては、義務教育費国庫負担金の対象となっています。義務教育費国庫負担制度は、地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度といえ、義務教育には必要不可欠なものであることから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/2へ復元するなどの拡充が必要です。

また、「総人件費改革」における教職員定数削減は、学校現場における多忙化を助長させ、超勤実態が常態化することにより、教職員の健康被害が深刻なものとなっています。学校現場においては、教職員数の拡充は喫緊の課題となっており、文科省も子どもたちに行き届いた教育を保障するため、少人数学級や教職員定数改善の実現に向けて、教育関係団体からのヒアリングや広く国民からの意見募集を行いながらその検討をすすめています。北海道においては、小規模校も多いことからその点で定数改善も必要です。

今年度政府予算においては、「高校授業料無償化」「子ども手当」が計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村においても、その措置について格差が出ており、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、教育予算の拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費国庫負担制度の堅持、負担率1/2への復元など下記の項目について地方自治法第99条に基づき教育予算の確保・充実をすよう意見を提出します。

記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
2. 30人以下学級と教職員定数の改善を早期に実行すること。また、学校教育法第37条3項を削除し、ゆきとどいた教職員配置を実現すること。
3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実や学校施設整備、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 衆議院議長 参議院議長

